

平成 27 年度法令改正一覧

一般則の改正(平成 28 年 2 月 28 日公布)

第 2 条第 1 項(用語の定義)に次の 1 号を加える。

第 2 条 1 項 26 号

移動式圧縮水素スタンド: 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充填するための処理設備を有する移動式製造設備

第 6 条第 2 項(定置式製造設備に係る技術基準)第 2 号に次の項を加える。

第 6 条第 2 項第 2 号

(ル) 圧縮水素運送自動車用容器に圧縮水素を充填するときは、当該圧縮水素運送自動車用容器の温度を常に 65℃以下に保つとともに、温度 40℃を超える場合は容器の破裂を防止する措置を講ずること。

第 6 条第 2 項第 8 号

(ト)を(チ)に、(ハ)を(ト)に改め、(ホ)の次に次の項(ヘ)を加える。

(ヘ) 圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度 65℃以下に保つこと。

第 8 条(移動式製造設備に係る技術上の基準)に次の 1 条を加える。

第 8 条の 2(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における法第 8 条第 1 号の経済産業省令で定める技術上の基準は次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

(各号の内容省略)

第 12 条(処理能力 30 立方メートル未満の第二種製造事業者の製造に係る技術基準)に次の 2 条を加える。

第 12 条の 2(処理能力 30 立方メートル未満の第二種製造事業者のうち圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

第二種製造者のうち第 11 条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第 12 条第 1 項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

(各号の内容省略)

第 12 条の 3(処理能力 30 立方メートル未満の第二種製造事業者のうち移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

第二種製造者のうち第 11 条に掲げる者以外の者であつて移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第 12 条第 1 項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。(各号の内容省略)

第 23 条(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)に次の 1 項を加える。

第 23 条第 2 項 第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が 30 立方メートル以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第二種製造者のうち処理能力が 30 立方メートル以上である者が圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合には、第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項
- (2) 第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が 30 立方メートル以上である者が移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合には、第 8 条の 2 第 1 項

第 49 条(車両に固定した容器により移動に係る技術上の基準)に次の 1 号を加える。

第 49 条第 1 項 22 号

圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度 65℃以下に保つとともに、その外部からの雨水等による劣化を防止するための措置を講ずること。

第 82 条第 2 項(保安検査の方法)に次の 1 号を加える。

第 82 条第 2 項 3 号

製造設備が定置式製造設備、コールドエバポレーター、圧縮天然ガススタンド、圧縮水素スタンド、移動式製造設備(第 8 条第 3 項に規定するものに限る。)及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第 3 に定める方法を用いる場合。

第 82 条第 3 項は削除。

製造細目告示の改正(平成 28 年 2 月 28 日公布)

第 1 条の 12 の次に以下の 1 条を加える

第 1 条の 13 (定置式製造設備において経済産業大臣が認める措置)

冷凍設備にフルオロレフィン 1234yf 又はフルオロレフィン 1234ze を充填する設備において、一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、同項柱書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 製造設備には漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講ずるとともに、充填する際には、充填する場所を十分に換気すること。
- (2) 製造設備から漏えいしたガスの濃度が爆発限界の下限の 25 パーセント以上となる可能性がある区域内(当該製造設備内を除く。)では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械設器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (3) 製造設備からガスの漏えいを検知し、当該ガスの濃度が爆発限界の下限 12.5 パーセント以上に達した場合に警報するための設備を設けること。また、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の 25 パーセント以上に達した場合に当該設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。

内規の改正(平成 28 年 2 月 28 日公布分)(抜粋)

1. 保安法関係

第 5 条関係(製造の許可)

適用除外事項として、「圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドにおいて実施する検査充填等」が追加された。

第 16 条関係(貯蔵所)

「高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器については、当該容器内の高圧ガスの貯蔵量を、貯蔵所の貯蔵量と合算しないこととする。また、当該容器については本条を適用しないこととする。」の事項が新設された。

第 20 条の 4 関係(販売事業の届出)

「高圧ガスを燃料として使用する車両を販売する際に当該車両に固定した燃料装置用容器に充填された高圧ガスを同時に引き渡す者は含まない。」が追加された。

第 20 条の 6 関係(販売の方法)

「高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填された高圧ガスを、当該車両を販売する際に同時に引き渡す行為は、高圧ガスの販売とはみなさず、本条は適用しない。」の事項が新設された。

2. 一般則関係

第 8 条関係

第 2 項第 1 項において、あらかじめ都道府県知事に届け出た場所を除き、車両に固定した容器への充填は行っていないと規定されている。一方、「移動式製造設備の使用の本拠」は、第 3 条関係の記載のとおり、車庫などをいい、充填を行うための技術上の基準を満たさない場合があることから、「移動式製造設備の使用の本拠」で充填を行う際は、充填を行うための技術上の基準に適合していることを確認した上で、あらかじめ都道府県知事に届け出ることとする。

移動式製造設備の使用の本拠の所在地以外の場所(以下「移動先」)で、当該製造設備により高圧ガスを貯蔵する場合も、貯蔵に係る規制が適用される。これを踏まえ、移動先が第二種貯蔵所に該当する場合には、貯蔵に係る届出を、当該移動先を管轄する都道府県知事に対して行うこと。(新設)

第 8 条の 2(H28.2.26 新設)関係

第 1 項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第 2 条関係の「いわゆる附属冷凍について」の図(口)及び(ハ)の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたブラインの第一継手の範囲をいう。また、充填及び貯蔵については上記第 8 条と同様(新設)

第 12 条の 2(H28.2.26 新設)関係

第 1 項第 5 号中「水電解水素発生昇圧装置」は、水の電気分解により水素及び酸素を発生させ、このうち水素のみ圧力を上昇するものであって、同時に発生する酸素の圧力を上昇せず、かつ、滞留することなく放出する構造であるものをいう。(新設)

第 2 項第 5 号中「有効に保護できる」とは、車両が衝突した場合に保護できることをいう。

第 37 条関係

移動式圧縮水素スタンドにおいて、法第 20 条の 4 による販売事業の届出を行う場合にあっては、販売所毎に、当該販売所の所在地を所管する都道府県知事に対して届け出ること。この際、移動式圧縮水素スタンドにおける販売所とは、充填を行う場所をいう。(新設)

第 64 条関係

第 2 項第 5 号の事業所において用いられる冷凍設備であって、第 7 条の 3 関係 1.で規定する冷凍設備であり、かつ、冷凍保安規則第 36 条第 2 項第 1 号イからチまでに掲げる要件を満たすものにおいて、保安について監督させる者又は従業員が常駐しなくても運転できるものとする。(新設)